

# 長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年9月10日

改定 令和3年9月10日

改定 令和5年4月10日

改定 令和6年9月10日

長浜市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、農地利用の最適化に向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間地では農業者の高齢化や後継者・担い手不足といった課題に加えて、基盤整備のされていない区画や形状の悪い圃場、山沿いの畑地等も多く、さらには獣害が深刻化するなど、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく必要があります。一方で平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積

・集約化を図るとともに、高齢化や従事者の減少による担い手不足に対応するため、新たな担い手の確保や新規参入の促進に向けて、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めます。

## 第2 指針の期間

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する長浜市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す

農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

### 第3 具体的な目標と推進方法及び評価方法

#### 1 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年4月)	7,890.0ha	48.3ha	0.61%
3年後の目標 (令和9年4月)	7,850.0ha	45.3ha	0.58%
目 標 (令和16年4月)	7,760.0ha	38.3ha	0.49%

##### (2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

###### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査に基づき協議・検討し、調査を進めます。

なお、それぞれの調査は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経済局長・農村振興局長通知）を踏まえた時期に実施することとします。

- 利用意向調査は、調査書によって所有者の意向を確認し、利用意向に沿った対策が行えるよう、必要に応じて個別訪問し、対面で聞き取ることにします。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づき農地の利用関係の調整をします。
- 日常的な農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施することとします。

## ②非農地判断について

- 利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

## ③さらなる取り組みについて

- 遊休農地の解消を率先して行うため、市と連携するとともに、農協や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、農業委員自ら遊休農地の発生防止・解消に努めます。
- 鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されていることから、市や県に対して、その発生防止や解消を促進する施策の充実・創設を提案・要望します。

## (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	7,890.0ha	6,167.0ha	78.2%
3年後の目標 (令和9年4月)	7,850.0ha	6,593.0ha	84.0%
目 標 (令和16年4月)	7,760.0ha	6,999.0ha	90.2%

### 【参考】担い手育成・確保

	50歳以下の認定農業者数(A)	農地所有適格法人(B)
現 状 (令和6年4月)	47人	60法人
3年後の目標 (令和9年4月)	40人	62法人
目 標 (令和16年4月)	40人	67法人

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ①「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組みます。
- 農業委員は、農地の利用集積を推進する立場から、地域における「地域の問題」を解決するための話合いに積極的に参加し、情報収集と参加者との意見交換に取り組むとともに地域の担い手への農地集積に向けた機運づくりに努めます。

### ②農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、農地中間管理機構、市、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等の情報等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を県とするなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。
- 農業委員会は、農地中間管理機構の「地域マネージャー」、「指導員」等を農業委員会の研修や現地における話し合いの場に参加する機会を創出し、農地中間管理機構と情報を共有化し、連携強化を図ります。

### ③農地の利用調整等について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定に取り組みます。
- 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

### ④農地利用の集積・集約化の周知について

- 農業委員等の日常活動や、農業委員会が発行する広報誌及びホームページ（通年）を活用し、農地流動化情報や農地の利用集積に係る制度の周知を図ります。

### ⑤農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 所有者が不明の遊休農地については、法改正の動向を注視し、必要に応じて公示手続等による利用権設定制度を活用し、農地の有効活用に努めます。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価します。  
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状（令和6年4月）	2経営体
3年後の目標（令和9年4月）	10経営体
目 標（令和16年4月）	29経営体

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携による新規参入の促進について

- 農地中間管理機構、市、農協等と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の情報を共有し、必要に応じて現地指導や相談支援活動など、サポートチームによる総合的な支援を実施します。

##### ②新規就農者の受入れについて

- 新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、支援制度、融資制度・研修制度等の積極的な情報提供に努めます。

##### ③企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担い、新規参入者が地域に定着できるよう、助言、指導等のフォローアップのための活動を行います。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価します。  
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のと

おりとします。

#### 第4 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていきます。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農業の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力